

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヒトトナリ（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬規程等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款に基づきこの法人に設置された者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の理事については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会の出席等、必要の都度、一定額を支給することができる。
- (3) 役員等には、賞与を支給しない。
- (4) 役員等の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ当該各号に定めた額とする。

- (1) 常勤の理事の報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、別表2に定める額

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の計算期間及び支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬の支給時期は、月の初日から末日までを一報酬支給期間として、計算し当月25日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 当日が金融機関の休日の場合はその日の前日の金融機関稼働日とする。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の勤務すべき日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 報酬計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(費用)

- 第10条 役員等が職務のため出張をしたときは、役員等の報酬等の他、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を精査したのちに支給する。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。（令和4年4月1日施行役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。）

別表1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年俸9, 000, 000円 (月割支給)

別表2 (非常勤役員及び評議員の報酬)

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	5, 000円
上記の他、法人のための職務	5, 000円

(2) 理事

区分	日額
理事会への出席	5, 000円
上記の他、法人のための職務	5, 000円

(3) 監事

区分	日額
監事監査等への出席	5, 000円
上記の他、法人のための職務	5, 000円